

工事等に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定について

1 工事の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定

工事の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格は、「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の基準の設定等について」（以下「基準設定内規」という。）の2の(1)又は3の(1)から得た合計額を次の①又は②により端数処理した額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。

- ① 工事価格が1000万円以上の場合は10万円未満切上げ
- ② 工事価格が1000万円未満の場合は1万円未満切上げ

2 工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定

工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格は、基準設定内規の2の(2)又は3の(2)で委託業務の種類ごとに定める設定基準により得た額を次の①又は②により端数処理した額に、100分の110を乗じて得た額とする。

- ① 業務価格が1000万円以上の場合は10万円未満切上げ
- ② 業務価格が1000万円未満の場合は1万円未満切上げ

また、一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに端数処理した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、委託業務の種類ごとに定める設定基準により得た額が、「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続について」第3の1の(1)のイからオ又は第4の1の(1)のイからオまでに定める範囲外となる場合にあっては、次のとおりとする。

- (1) 測量、地質調査以外の委託業務については、その額が予定価格の10分の8.1を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。
- (2) 測量については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。
- (3) 地質調査については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、予定価格の3分の2に満たない場合にあっては、予定価格に3分の2を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。
- (4) 道路清掃については、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。

3 失格基準価格の設定

失格基準価格は、「低入札価格調査制度における調査事務等の取扱いについて」の2から得た合計額（1円未満切捨て）に、100分の110を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。ただし、その額が予定価格の100分の87を超える場合にあっては、予定価格に100分の87を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。